

道路掘削工事の舗装復旧の取り扱いについて

市道における道路法第 24 条（道路工事施行承認）及び道路法 32 条（道路占用許可）等に基づく、道路掘削工事による舗装復旧は次のとおり取り扱うこととする。

1. 適用対象

- ① 道路工事施行承認による、歩道切り下げ（出入り口）工事等。
- ② 道路占用許可による、水道管、下水道管やガス管、電気事業ならびに電気通信事業等の道路掘削工事に適用する。

ただし、上記①・②によらない工事については、必要に応じ道路管理課と協議する。

2. 復旧形態

道路を施工前と同等の機能構造に回復させるための舗装の復旧部分（本復旧）については、別紙 2「道路占用工事標準復旧図」のと通りの復旧形態で復旧することを指示するものとする。

また、仮復旧及び本復旧をした箇所には事業種別意匠を明示する。（白ペイントで直径 15 cmの外円とする）

電気通信	電気	水道	下水道	ガス
T.	E.	W.	D.	G.

3. 復旧負担

道路管理者以外の道路工事復旧は、自主復旧を原則とする。

4. 責任期間

検査が行われた以降の 2 か年間は、工事の施工にかかわる復旧の責任業務を負わなければならない。

5. その他の注意事項

- 現場管理、安全管理を確実に実施し、事前に近隣住民等への周知及び施工中にかかる騒音振動等の迷惑を最小限にするように配慮すること。
- 施工においては、埋め戻しや路盤の転圧は充分に行うこと。埋め戻し時の一層あたりの仕上がり厚は、路体 30cm 以下、路床および下層路盤 20cm 以下、上層路盤 15cm 以下（ランマーで締固めする場合は、共に一層 10cm 以下）とし、アスファルト舗装の一層あたりの仕上がり厚は、7cm 以下とすること。

- 舗装本復旧は振動等が起きないように現道と擦りつけ平坦性を保つこと。
- アスファルト舗装の基層と表層は継目の位置をずらすこと。
- 自然転圧期間は、4 週間を確保すること。
- 復旧すべき部分の施工予定端から舗装絶縁線までの距離が 1.2m未満の場合は、当該部分を含めて復旧すること。
- 本復旧の舗装の厚さは、現況復旧を原則とする。
- この取り扱い記述以外の内容については、埼玉県道路工事施行承認及び道路占有許可等に関する事務処理要領を準用するものとする。

付 則

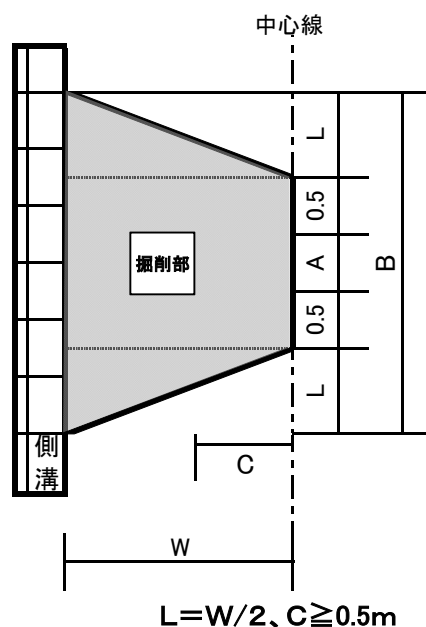
この取り扱いについては、平成 14 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この取り扱いについては、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

【センターラインがある場合】

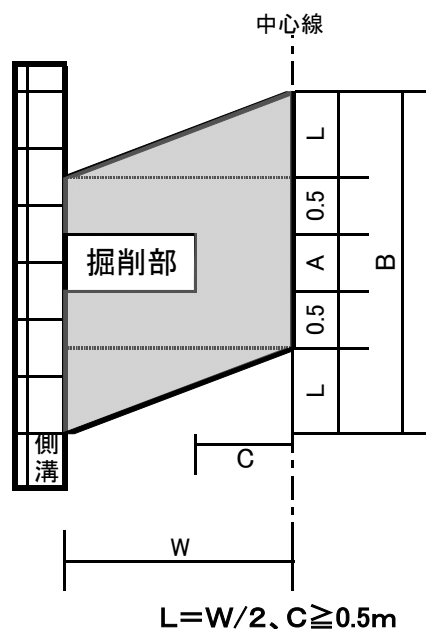
《小穴》



【センターラインがない場合】

《横断占用(直角横断)》

《小穴》



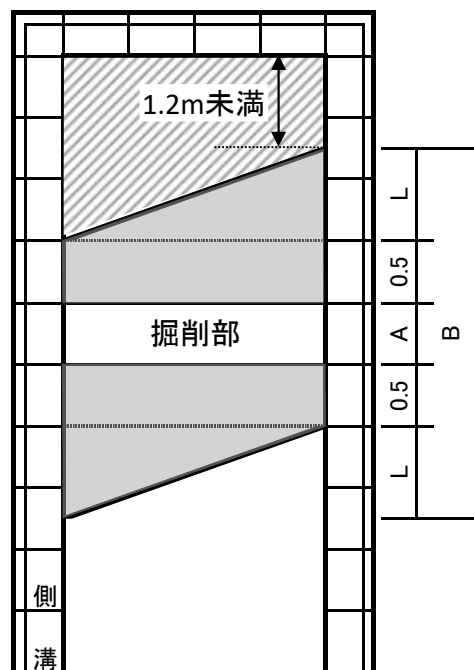
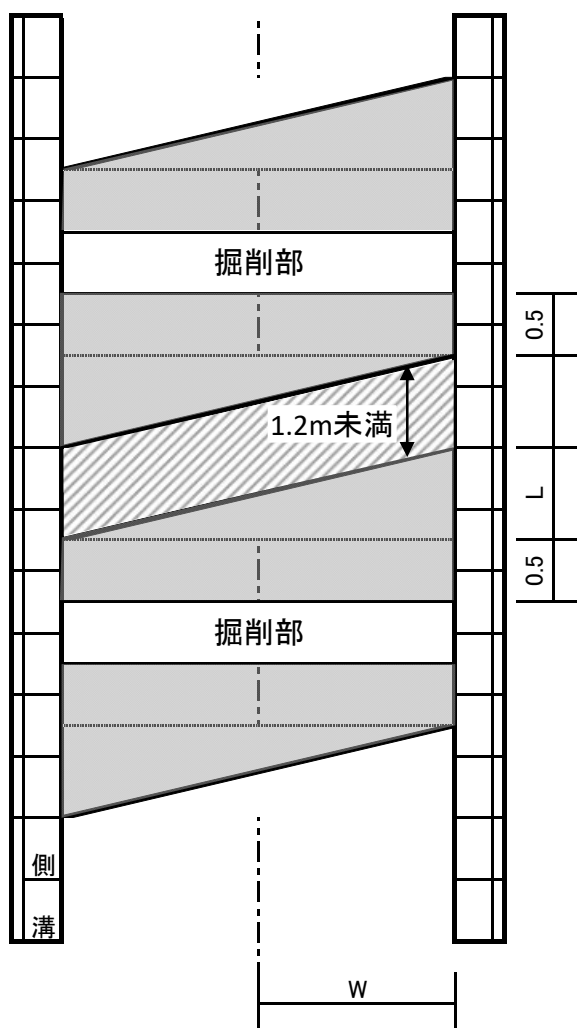
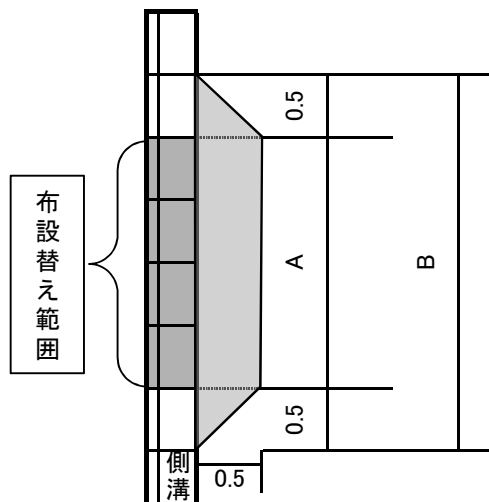
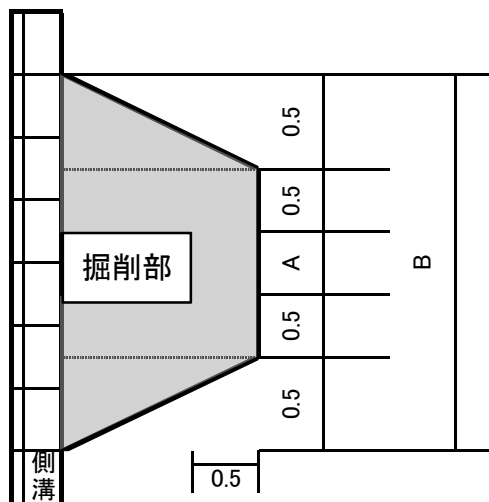
※影響範囲が道路中心線を超えた場合、原則全幅復旧とする。

縮尺=free

《車道小穴(標識・電柱)の場合》

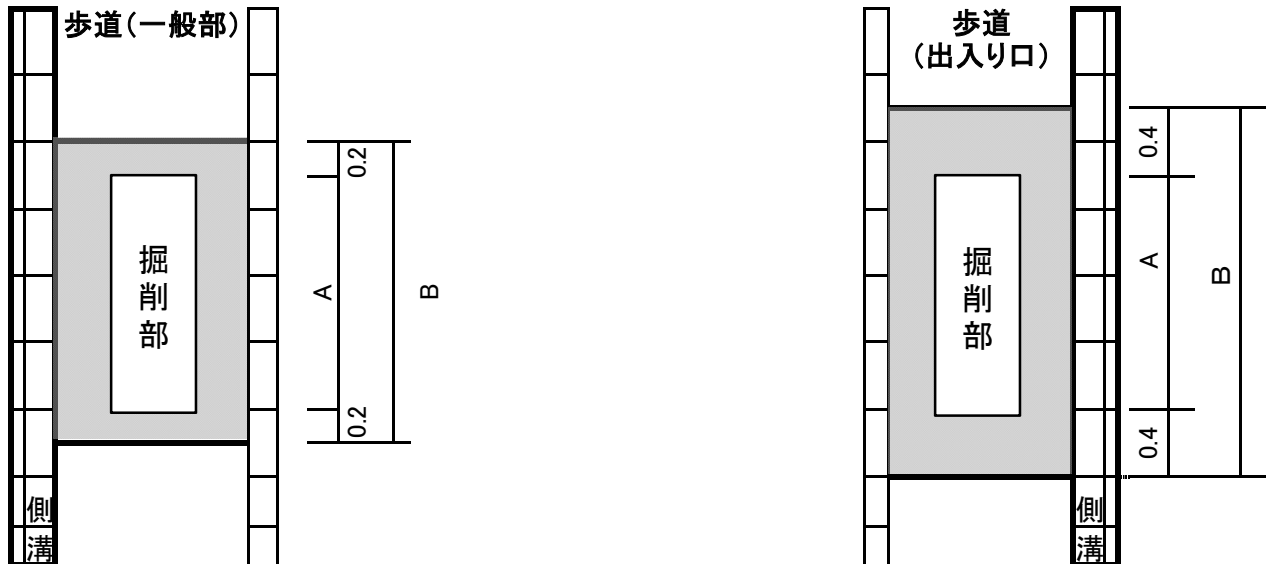
《側溝布設替えの場合》

《小穴》

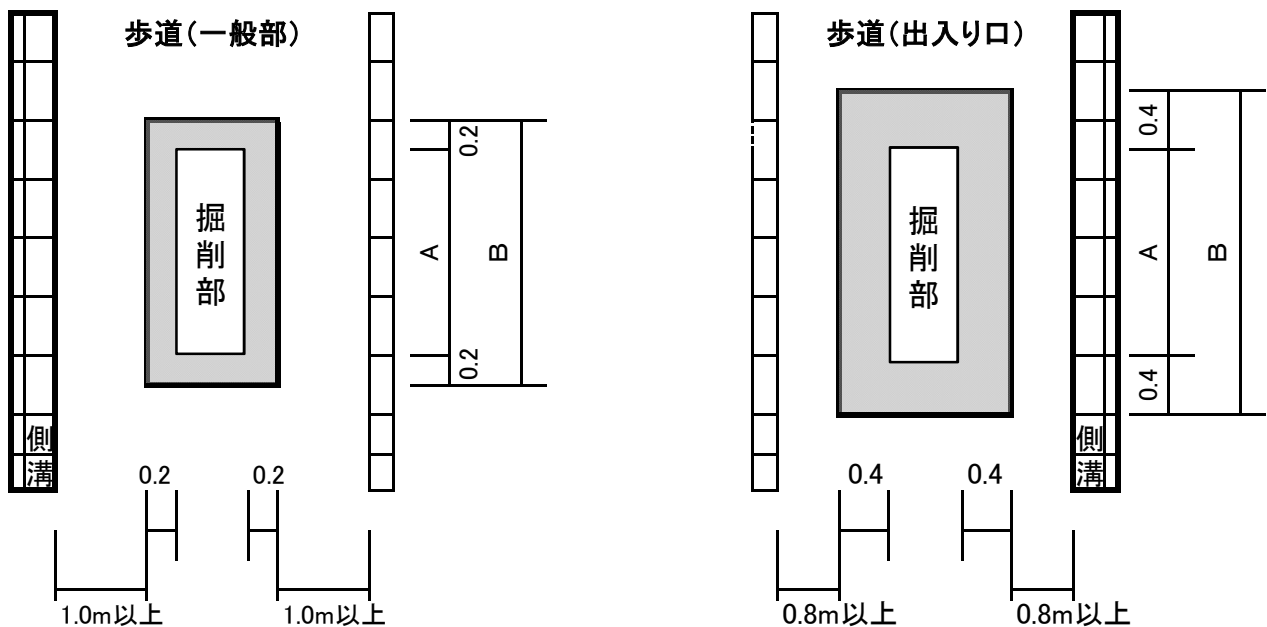


復旧の施工端から施工端または舗装絶縁線までの距離が1.2m未満の場合は、当該部分を含めて復旧させるものとする。

《標準型》



《幅員が広い場合》



歩道の復旧について

復旧の施行端から舗装絶縁線までの距離が一般部においては1.0m未満、
出入り口部においては0.8m未満の場合は全面復旧とする。

※3車線以上の場合や、路肩が広い場合、自転車レーンがある場合、車道の舗装幅員が6m以上ある場合、交差点内の場合などは標準図によらず、別途協議し下図のようにタイヤが乗らない箇所(区画線上や車線の中心)にカッターを入れるよう指示することがあります。

【例】

